

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 4 月 1 日

株式会社東京通信グループ

株式会社 TT

2023 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社東京通信グループ
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社 TT
代表取締役社長 横山 佳史

株式会社東京通信グループ（以下「東京通信グループ」といいます。2023 年 4 月 1 日付で「株式会社東京通信」より商号変更しております。）及び株式会社 TT（以下「TT」といいます。）は、2023 年 2 月 22 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、東京通信グループがインターネットメディア事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を TT に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023 年 4 月 1 日

2. 東京通信グループにおける会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

東京通信グループにおいて、株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

東京通信グループは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2023 年 2 月 27 日付の電子公告において、株主に対して株式買取請求の公告を行いました。請求期限までに株主からの買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権の買取請求に係る手続の経過

東京通信グループにおいては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権はありません。したがって、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述に係る手続の経過

東京通信グループは、TT との間で本吸収分割において重疊的債務引受を行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. TT における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

TT において、株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

TT の株主は東京通信グループのみのため、TT に対して株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述に係る手続の経過

TT は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2023 年 2 月 27 日付の官報において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、2023 年 2 月 27 日付で知れている債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の個別催告をいたしましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割により TT が東京通信グループから承継した重要な権利義務に関する事項

TT は、本吸収分割の効力発生日をもって、東京通信グループから、東京通信グループが対象事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割による変更の登記を行った日

2023 年 4 月 7 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 4 月 1 日

株式会社東京通信グループ

株式会社デジタルプラント

2023 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社東京通信グループ
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社デジタルプラント
代表取締役社長 長谷川 智耶

株式会社東京通信グループ（以下「東京通信グループ」といいます。2023 年 4 月 1 日付で「株式会社東京通信」より商号変更しております。）及び株式会社デジタルプラント（以下「デジタルプラント」といいます。2023 年 4 月 1 日付で「株式会社テクノロジーパートナー」より商号変更しております。）は、2023 年 2 月 22 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、東京通信グループがインターネット広告事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務をデジタルプラントに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023 年 4 月 1 日

2. 東京通信グループにおける会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

東京通信グループにおいて、株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

東京通信グループは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2023 年 2 月 27 日付の電子公告において、株主に対して株式買取請求の公告を行いましたが、請求期限までに株主からの買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権の買取請求に係る手続の経過

東京通信グループにおいては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権はありません。したがって、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述に係る手続の経過

東京通信グループは、デジタルプラントとの間で本吸収分割において重疊的債務引受を行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. デジタルプラントにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

デジタルプラントにおいて、株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

デジタルプラントの株主は東京通信グループのみのため、デジタルプラントに対して株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述に係る手続の経過

デジタルプラントは、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2023 年 2 月 27 日付の官報において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、2023 年 2 月 27 日付で知れている債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の個別催告をいたしました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割によりデジタルプラントが東京通信グループから承継した重要な権利義務に関する事項

デジタルプラントは、本吸収分割の効力発生日をもって、東京通信グループから、東京通信グループが対象事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割による変更の登記を行った日

2023 年 4 月 7 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 4 月 1 日

株式会社東京通信グループ

株式会社パルマ

2023 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社東京通信グループ
代表取締役社長 CEO 古屋 佑樹

東京都港区南青山 1 丁目 20 番 2 号
乃木坂ビジネスコート 1F
株式会社パルマ
代表取締役社長 村松 正隆

株式会社東京通信グループ（以下「東京通信グループ」といいます。2023 年 4 月 1 日付で「株式会社東京通信」より商号変更しております。）及び株式会社パルマ（以下「パルマ」といいます。2023 年 4 月 1 日付で「株式会社スマートプロダクト」より商号変更しております。）は、2023 年 2 月 22 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、東京通信グループがプラットフォーム事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務をパルマに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023 年 4 月 1 日

2. 東京通信グループにおける会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

東京通信グループにおいて、株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

東京通信グループは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2023 年 2 月 27 日付の電子公告において、株主に対して株式買取請求の公告を行いました。

請求期限までに株主からの買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権の買取請求に係る手続の経過

東京通信グループにおいては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権はありません。したがって、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述に係る手続の経過

東京通信グループは、パルマとの間で本吸収分割において重疊的債務引受を行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. パルマにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

パルマにおいて、株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本吸収分割について、パルマに対して株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述に係る手続の経過

パルマは、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2023 年 2 月 27 日付の官報において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、2023 年 2 月 27 日付で知れている債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の個別催告をいたしました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割によりパルマが東京通信グループから承継した重要な権利義務に関する事項

パルマは、本吸収分割の効力発生日をもって、東京通信グループから、東京通信グループが対象事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割による変更の登記を行った日

2023 年 4 月 7 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上